

岩見沢市地域計画の変更に係る意見聴取について

令和7年5月19日

地域計画を策定、変更する際は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日 法律第65号）第18条第1項に基づき協議を行うこととされておりますが、次の変更内容については、岩見沢市のホームページにおいて意見聴取を行う簡易な方法を用いることで農業者と関係機関が合意しております。

記

1 協議（話し合い）の場を設けず、簡易な方法を用いる変更内容

番号	地域計画名	変更内容	備考
1	上志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
1	上志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
1	上志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
1	上志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
1	上志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
1	上志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
1	上志文町	山林原野化により、農用地区域から除外	
2	南町	山林原野化により、農用地区域から除外	
2	南町	現況地目を農地以外の地目に変更	
3	志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
4	下志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
5	上幌向町	現況地目を宅地から農業用施設用地に変更することによる、農用地区域への編入	
5	上幌向町	現況地目を宅地から農業用施設用地に変更することによる、農用地区域への編入	
6	金子町	現況地目を農地以外の地目に変更	
6	金子町	現況地目を農地以外の地目に変更	
7	幌向町	経営面積の修正	目標地図の変更なし
8	御茶の水町	現況地目を農地以外の地目に変更	
9	北村豊里	農用地区域への編入	
10	北村中央	農用地区域への編入	
10	北村中央	農用地区域への編入	
10	北村中央	農用地区域への編入	
10	北村中央	農用地区域への編入	
11	北村大願	現況地目を農地以外の地目に変更	
12	栗沢町北斗	現況地目を農地以外の地目に変更	
12	栗沢町北斗	現況地目を農地以外の地目に変更	
12	栗沢町北斗	現況地目を農地以外の地目に変更	
12	栗沢町越前	現況地目を農地以外の地目に変更	
13	栗沢町越前	現況地目を農地以外の地目に変更	
14	栗沢町岐阜	農業用施設の建築に伴う、現況地目が農地の土地の一部を用途変更	目標地図の変更なし
15	栗沢町茂世丑	農業用施設の建築に伴う、現況地目が農地の土地の一部を用途変更	目標地図の変更なし
15	栗沢町茂世丑	農家住宅の建築に伴う、現況地目が農地の土地の一部を農用地区域から除外	目標地図の変更なし

2 意見聴取を行う期間

令和7年5月20日～令和7年5月26日